

## 安全認定基準制度と安全認定バッジ

### 1. 目的

茨城県におけるアーチェリー競技の普及と安全を確保するため、茨城県アーチェリー協会の自主基準として安全認定基準制度を定める。

### 2. 安全認定基準

#### (1) 「安全認定基準」の内容

- ① 認定距離ごとに36射で240点を基準とした認定制度。
- ② 認定距離は、10m、18m、30m、50m、70mとする。
- ③ 記録の認定は、県協会主催で月1回行われる月例記録会での記録とする。
- ④ 各距離の基準点数を超えると、県協会が当該距離の安全認定バッジを授与する。
- ⑤ 10mは初心者教室での記録についても認定する。

#### (2) 安全認定バッジが授与されなければ、その上の距離に挑戦することはできない。 (得点記録から、客観的にアーチェリー競技の技能を判定するため)

#### (3) 安全認定バッジは、協会事務局、審判部、普及部のいずれかの担当者（審判員資格保持者）の確認をもって授与する。

- ① 10mで36射240点を超えた場合、10m安全認定バッジを授与。
- ② 18mで36射240点を超えた場合、18m安全認定バッジを授与。
- ③ 30mで36射240点を超えた場合、30m安全認定バッジを授与。
- ④ 50mで36射240点を超えた場合、50m安全認定バッジを授与。
- ⑤ 70mで36射240点を超えた場合、70m安全認定バッジを授与。

<安全認定バッジ>



### 3. 安全認定基準制度の運用における注意事項

- (1) アーチェリー競技の安全性を確保するための技能向上を図ることを目的とするものである。そのため、競技中に**不安全行為**\*1が顕著にみられる場合、認定バッジの授与を認めない場合もある。（事故予防として、**不安全行為**\*1を是正する必要があるため）
- (2) 初心者・初級者にとって、月例記録会が特別なものになるよう運営の適性化を図る。

**不安全行為**\*1：弓のドロイング時に的方向に水平に引かず、斜め上に引く行為。  
(斜めの状態で誤射した場合、矢が射場の外に飛翔し重大事故が生じる恐れがあるため)